

〇〇〇〇〇ハイツ 役員を選任に関する細則

第1条（目的）

この細則は、管理規約（以下「規約」という。）第34条の規定に基づき、役員を選任に関し必要な事項を定める。組合員及び組合員以外の者（外部役員）から理事又は監事を選任方法についても定めることを目的とする。

第2条（定義）

役員とは規約第34条第3項に定める理事及び監事をいう。

2 外部役員とは次項第四号に定める者で理事及び監事をいう。

第3条（資格）

役員資格とは次の各号に該当するものとする。

- 一 組合員及び組合員と同居している二親等以内の親族者
- 二 法人の場合は代表者及び代表者と同居している二親等以内の親族
- 三 法人の場合は代表者が指名する当該社員
- 四 マンション管理士等マンション管理に係る専門知識を有する者

第4条（選任）

役員は規約第34条に定める理事会の承認を得て総会で選任する。

第5条（任期）

役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 外部役員の任期は前項にかかわらず、再任もできるものとする。

第6条（欠格条項）

規約第36条に定める該当者は役員及び外部役員となることができない。

第7条（誠実義務等）

役員は、規約37条に定めるとおり、組合員のため、誠実にその職務を遂行するものとする。

2 外部役員は管理組合の財産の毀損防止及び必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第8条（辞任）

役員が辞任する場合は後任の就任までは、管理事務の継続を負うものとする。

2 外部役員は規約第36条に定める事項の該当に至ったときは速やかに辞任しなければならない。

第9条（利益相反取引の防止）

役員及び外部役員は規約第37条の2に定めるとおり努めなければならない。

2 規約53条第3項に定めるとおり、その決議に加わることができないものとする。

- 3 規約第38条第6項に定めるとおり、監事または当該理事以外の理事が管理組合を代表するものとする。

第10条（外部役員の報告義務）

外部役員は担当している管理事務の業務に関して、年1回総会にて報告しなければならない。

第11条（細則の改廃）

この細則の変更又は廃止には、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

付 則

第1条（細則の発効）

この細則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から効力を発する。